公立大学法人神奈川県立保健福祉大学第二期中期目標（案）

資料３

前文

神奈川県立保健福祉大学は、平成15年度の開学以来、保健、医療及び福祉人材を養成する拠点として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもとに、「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献に取り組み、学部、大学院及び実践教育センターでの教育を通して、質の高い専門人材を輩出してきた。

平成30年度に公立大学法人に移行した後は、自主・自律的な法人運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、第一期中期目標期間（平成30年度から令和５年度）においては、全体として中期目標を達成できることが見込まれている。

一方で、少子高齢化、グローバル化及び情報化が急速に進む中、昨今では感染症への対応も重要視されたことから、保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況は大きく変化しており、大学に対する社会からの期待はますます大きなものとなっている。

以上の点を踏まえ、神奈川県は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）がその使命を果たすべく、積極的に地域に貢献する大学として神奈川県民の期待に応える成果を着実にあげていくために、次のとおり第二期中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第１　中期目標の期間

令和６年４月１日から令和12年３月31日までの６年間とする。

第２　教育研究等の質の向上に関する目標

１　教育に関する目標

(1) 人材の育成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

ア　学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成する。

イ　大学院教育

(ｱ) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成する。

【博士後期課程】

　専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探求し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。

(ｲ) ヘルスイノベーション研究科

超高齢社会を迎えている中、「未病」の概念を踏まえて、イノベーションを起こすことができる人材を育成する。

【修士課程】

公衆衛生学を基盤とし、イノベーションの創出に取り組み、先端技術やデータサイエンス、アドミニストレーションなど、幅広い知識や能力を持ち、多様なステークホルダーと協働できる専門人材を育成する。

【博士課程】

公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、国際社会の将来をけん引することができる国際的高度専門人材を育成する。

ウ　現任者教育

　　　　　保健、医療及び福祉の分野に従事する者の継続教育並びに同分野に関する研究を実施し、時代の要請に応じたキャリア支援を行う。

また、主に実践教育センターにおいて、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育のあり方を検討し、推進する。

(2) 教育内容等

保健、医療及び福祉分野に係る社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向などに的確に対応することを目的として、教育内容の継続的な改善を図るためカリキュラムポリシーを必要に応じて見直すとともに、学生の主体的な学修を引き出すことで、学生が授業内容を深く理解し、知識や技術を確実に習得できるよう、効果的な授業形態、教育方法の継続的な工夫に努める。

また、ディプロマポリシーに基づいた授業の到達目標を明示し、学修成果を適正に評価する。

さらに教育の質を確保するためデジタル技術を活用した教育研究の機能強化を推進する。

(3) 教育の実施体制の整備

大学における質の高い教育を実施するため、適切な教員の配置を行うとともに、より優れた教員の確保に努め、社会状況の変化にも対応したファカルティ・ディベロップメント活動を充実させる。

また、学生の学習意欲や教育効果を高めるため、デジタル技術の活用促進を図るとともに、大学の施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により教育環境の向上を図る。

(4) 学生の受入れ

アドミッションポリシー、大学が求める学生像及び教育理念、教育目標等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施し、より優秀な学生の確保に取り組むとともに、社会人やグローバル人材の育成・活躍推進を図る。

また、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえた入学者受入れのあり方を検討する。

２　学生への支援に関する目標

学生が大学生活や卒業後において充実した生活を送ることができるよう、学習支援、健康及び生活に関する支援及びキャリア支援を行う。

また、イノベーションを起こす人材の輩出に向け、起業をはじめとする学生のチャレンジを支援する取組を実施するとともに、優秀な留学生の獲得や国際的な学生交流の推進に努め、国際社会において活躍できる人材の育成を図る。

３　研究に関する目標

保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。また、県と連携し、大学の知見・資源を生かした未病の改善による健康寿命の延伸、科学的視点に基づく感染症対策、当事者目線の介護や障がい福祉施策、子ども施策などの研究等に取り組み、政策立案に活かすとともに、社会実装を推進し、県民の保健福祉の向上に寄与する。

さらに、質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、個々の教員が競争的外部資金の獲得に積極的に取り組む。

４　社会貢献に関する目標

(1) 地域貢献

急速な少子高齢社会を迎えているなか、大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。

また、県が設置する大学として、県に対しその知見や成果を提供するとともに、地域における「知と人材の拠点」として保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化のための継続的な教育資源の還元に取り組む。

(2) 産学官連携・国際協働

　大学の持つ保健、医療及び福祉に係る特性を活かし、企業や行政機関等との研究協力を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与する。

また、研究を通した政策提言などにより、社会システムにおけるイノベーションの創出に積極的に貢献する。

さらに、イノベーションを担い、教育研究の活性化と国際社会において活躍できる人材を育成するため、国内外の教育研究機関と連携し、多様な教育研究活動や教員の国際的活動の推進に努める。

第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標

１　運営体制の改善に関する目標

　　　理事長を中心とした組織体制のもと、教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

また、法人の意思決定や執行に至る過程について透明性を確保する。

２　人事の適正化に関する目標

法人組織の活性化や業務の質の向上を図るため人事制度、職員の採用基準及び評価基準等を見直し、弾力的に運用するとともに優れた人材を確保する。

３　事務等の効率化・合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事務組織の見直しなど、効果的な事務運営に努める。

また、社会情勢を鑑み、事務手続きのデジタル化を推進し、学生をはじめとする利用者の利便性向上、職員の負担軽減及び生産性向上を実現することで、効率的な法人運営を目指す。

第４　財務内容の改善に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行うとともに、法人経営の安定化を図るため、外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

また、大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

第５　その他業務運営に関する重要な目標

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

また、学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を適宜見直しするとともに、情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護その他の安全管理対策を行い、その有効性について定期的な見直しを行う。

さらに、法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守、人権啓発、環境への配慮などに努め、対策の有効性について定期的な見直しを行うとともに、法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

第６　自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

また、教育研究、業務運営、財務など法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。